

# 麻しん 発生の 予防

## 1. 麻しん発生の予防（平時の対応）

麻しんは、麻しん患者のせきやくしゃみのしぶき（これを飛沫といい、約1～2mの範囲内に飛び散る）の中に含まれている麻しんウイルスを吸い込むことによって感染が成立する。麻しんの感染力は強く、ウイルスを直接浴びた場合だけでなく、空気中を漂うウイルス粒子を吸い込むだけでも感染が成立する。具体的には、教室や体育館等の閉鎖空間で1人が麻しんを発症すると、同室した児童生徒・職員に感染が成立し、免疫を持っていない者は90%以上の確率で発症すると考えられる。

感染症対策の原則として、感染が拡大すればするほどその対応に膨大なエネルギーを要することが知られており、学校における麻しん対策は、平時から麻しん流行が起きないように可能な限りの予防策を施すことが重要である。

### 1-1. 定期予防接種対象者への積極的勧奨

麻しんを確実に予防するためには2回の予防接種が必要であるため、平成18年4月に予防接種に関する制度が改正された。平成20年3月現在、以下の期間に該当する者が予防接種法で定める定期接種の対象者に位置づけられており、該当する者の保護者には予防接種を受けさせよう努める義務が課せられている。

第1期：1歳児

第2期：小学校段階入学前1年間の幼児

また2007年に経験した高校・大学を中心とする学校等での麻しんの流行を繰り返さないようにするために、平成20年4月から向こう5年間に限り、これまで1回しか定期接種の機会が与えられていなかった世代である以下の者が新たに定期接種の対象者に位置づけられることになった。

第3期：平成20年4月～向こう5年間、それぞれの年度の中学校1年生に相当する年齢の者

第4期：平成20年4月～向こう5年間、それぞれの年度の高校3年生に相当する年齢の者